

## 新規性喪失の例外適用申請書（記載見本）

※国際出願時に願書様式（【DM/1】）に新規性喪失の例外の適用を申請する旨を記載し、国際公表時の公報の” (82) Statements contained in the international application” 欄に日本に対して適用を申請する旨の記録がある場合には、この申請書を提出する必要はありません。

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書  
【特記事項】 意匠法第60条の7第1項の規定により意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願  
（【提出日】 令和××年10月 1日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】 意願20××-5×××××  
【意匠登録出願人】  
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2  
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva  
99, Switzerland  
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション  
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation  
【代理人】  
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
【弁理士】  
【氏名又は名称】 国際 太郎

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。  
(注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。  
(注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】  
【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願  
【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。